

## 1 2月定例県議会代表質問

2015年12月15日  
日本共産党 宮本しづえ県議

宮本しづえです。日本共産党県議団を代表して質問します。

11月15日投票の県議選で日本共産党は、憲法違反の戦争法廃止、原発再稼働と一体の福島県民切り捨てを許さず、原発ゼロを目指すこと、暮らし破壊の安倍政治に抗して県民生活優先の県政への転換を訴えて闘いました。多くの有権者から安倍政権の暴走を止めてほしいとの共感と支持が寄せられ、得票、得票率を伸ばして現有5議席を守り抜くことができました。掲げた公約の実現をめざし全力を尽くす決意です。

大震災と原発事故から4年9か月が経過しても、今なお10万5千人が先の見えない不自由な避難生活を余儀なくされている現状の下で、全国の原発の再稼働を進め、事故も被害も終わったことにしようとする安倍政権と東電の切り捨て政策には、厳しい批判の声が渦巻いています。

山積する国政の課題に対して、憲法に基づく国会開催要求にすら応じない安倍政権の憲法無視は許されません。

県においては、県議選での県民の審判を真摯に捉えて、県政運営に当たられるよう求め質問に入ります。

憲法違反の戦争法(安保関連法)の廃止についてです。選挙戦の中で有権者から寄せられた要望で最も大きかったのが、戦争の道に突き進む安倍政権の憲法破壊の暴走政治を止めてほしいということです。立憲主義を取り戻すことは、憲法と地方自治が生きる県政をつくる上で基本となる問題です。

フランスで起きたテロ事件は、日本国民にも不安と恐怖を呼び起こし、共同通信の世論調査では、日本国内でも起きる可能性があるとの答えが79%に上っています。アフガン戦争、イラク戦争がテロ組織台頭の要因になった歴史に照らしても、軍事作戦は憎しみの連鎖を生み、テロと戦争の悪循環を作りだしてしまいます。日本共産党は世界からテロを根絶するためには、国際社会の一致結束した取り組みが求められているとして、テロ組織への資金提供の遮断、国際的移動の阻止、貧困や差別などのテロの土壌となる問題をなくす努力、シリア、イラクの内戦解決の政治的外交的努力を尽くす、難民支援の強化などを提起しています。同時に、日本の自衛隊がIS対策の軍事作戦に参加する可能性も指摘されていますが、日本国民をテロの危険にさらすことになることは明らか

です。そうした点からも、戦争法は危険で有害であることを認識すべきです。日本共産党は、戦争法廃止の国民連合政府の樹立を呼びかけその実現に努力しています。

県は、政治的な問題意識を明らかにしていませんが、法が施行されれば自治体にも協力を求められることとなるため、県民の命と安全にとっても不可分の問題です。

そこで、憲法擁護の義務を負う自治体として安保法制、いわゆる戦争法は廃止の意志を示すべきと考えます。知事の認識を伺います。

福島原発事故に関してです。安倍政権は、8月の川内原発1号機に続き2号機も再稼働させ、愛媛県の伊方原発も来年早々に再稼働と伝えられ、再稼働に前のめりです。第三次安倍内閣で復興大臣となった高木氏は、就任会見の中で記者の質問に答え、被災地の原発再稼働もありうるとの発言を行い、国民の怒りで言い直したと報じられています。

福島第二原発を含めた県内原発全基廃炉は、県議会ははじめ全市町村と議会が一致して求めているオール福島の要求であり、本県復興の前提です。

大臣発言に県民からは、県民感情を逆なでするものと怒りの声があがっています。当たり前の暮らしも生業も奪われ、家族、地域が分断される苦しみの只中に置かれている福島県民にとっては当然の気持ちです。被災県民の気持ちを全く意に介そうともしない人物が、福島の復興に携わることに大きな不安を抱かざるを得ません。

県内のある経済団体の幹部は、「せめて福島県議会は、再稼働反対をいうべき」と述べたように、県民を代表する県議会や県当局が今言うべきことは、福島原発はもちろん、全国どこでも再稼働は許されないということです。

福島原発は、第一原発の収束作業のトラブルが相次いでいるほか、第二原発でも、1号機が冷温停止の健全性評価が最終確認されておらず、ケーブルの不具合も明らかになるなっています。

そこで、県は、復興大臣の発言に抗議し直ちに福島県内原発全基廃炉の政治決断を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。併せて、国内原発再稼働中止を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

次に、富岡町にある管理型産廃処分場エコテックについてです。国は、原発事故により発生した10万ベクレル以下の指定廃棄物処理場として活用する方針です。しかし、住民からは帰還の障害になるなど反対の意見が根強い中で、県、富岡、檜葉両町は受け入れを表明しました。全国では反対があり進まない中で、苦渋の選択とはいえ、最終処分場としては初めての受け入れです。

国は自由度の高い交付金を富岡町と檜葉町に対して県が交付するよう求め、県もこれに応じて100億円を交付する考えです。これは、中間貯蔵施設を受け入れた大熊、双葉両町への150億円の県交付金に続くもので、国の責任を県に押し付けるものです。国が自らの責任を棚上げする姿勢が、中間貯蔵施設の地権者との用地交渉を困難にしてきました。

指定廃棄物の最終処分場でまた同じ轍を踏むべきではありません。住民の要求に真摯に耳を傾け、問題解決のために国に毅然として責任を取らせることこそ県の責任です。

必要経費は全額国に支出を求めるべきですが、県が措置することにした理由をお聞かせください。また、その交付金はどのような財源を充てようとしているのか伺います。

次は賠償についてです。営業損害賠償について、6月の福島復興指針の改定に基づき、東電は、今年7月分まで合意されれば、直近の年間逸失利益の2倍相当額を支払う方針を示していました。ところが、東電は、7月までの合意を渋り、2倍相当分を値切る事例が相次いでいるのです。

東電は6月の説明会では、2倍相当の請求について、これまで以上に必要書類の提出を求めることはしないと述べていました。しかし、実際には、相当因果関係が認められないとの理由で、7月までの合意に応じない事例や、2倍相当の請求をしたら打ち切りを通告され、個人的に交渉し半分や3分の1で合意を迫られているなど、次々と値切り、打ち切りを迫られる事例が県内各地で業種を問わず報告されているのです。

県内事業者の4割に匹敵する38,000の事業者が何らかの営業損害賠償を受けながら営業を存続させてきました。今回特に問題が指摘されているのは、避難指示区域外の3万の事業者です。これが打ち切られたり値切られたりしながら賠償の終了となれば、少なくない事業者が営業存続困難に追い込まれることは必至です。11月26日に県損対協が行った国と東電の要望には具体的な記載はありませんでした。

商工業等の新たな営業損害賠償について、県の問い合わせ窓口には事業者からの苦情がどのくらい寄せられ、県はどのように対応しているのか伺います。

地域経済や地域文化を支えてきた商工業者が廃業となれば、地域の崩壊につながりかねず、県内経済と県民生活に与える影響は甚大であり、本県復興の大きな足かせとなることは明瞭です。

県は、知事が会長の原子力損害対策協議会全体会を開き、事業者の意見を踏まえて営業損害に十分な賠償を国と東電に改めて強く求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

年間の2倍相当の賠償合意書には、将来にわたる賠償とするとの文言が記されており、5年間の清算条項もあります。今回の2倍相当分は将来分を先に支払うというもので、従来の賠償の考え方から大きく変わり、賠償の枠を超えた手切れ金に等しいものです。東電は従来通りの実績に基づく逸失利益の賠償請求は認めないとしています。

そこで、将来分の損害への賠償を含むとする合意書は、賠償打ち切りに等しいことから、速やかに撤回するよう東電に強く求めるべきと思いますが、考えを伺います。

原子力損害賠償紛争審査会の指針は、被害が続く限り賠償は継続すべきとしており、能見会長は、今年11月、新たな賠償指針について、賠償の終期は決められない、最終和解のようなやり方はすべきでないとの考えを示しました。

今回の賠償基準を決めたのが加害者である東電であることも、納得できません。

改めて原賠審に対して、被害の実態に即し賠償を継続する指針の提案を求めるべきと考えますが、県の考えを伺います。

福島県の妊産婦は、全国平均との比較で、うつ的傾向が強いと指摘されているように、放射能への不安は、県民生活に重く暗い影を落としています。先ごろ県が実施した県民世論調査でも、福島原発事故による長期の健康不安を感じるという人は47.8%と半数近くを占めているように、県民は絶えず不安の中での生活を強いられていることが明らかにされています。

同時に放射能への不安は、放射線量に関わらず個人差があり、尺度を設けることが困難という厄介な問題でもあり、それが原発事故による放射能被害の実態だということを踏まえた対応が求められているのです。

東電は、生業訴訟の裁判の中で、年間20ミリシーベルト以下は、健康への影響はないとされているので、当該地域住民の低線量被曝は何らの権利侵害にも当たらないとの主張を堂々としています。被害の実態を認めようとしない加害者としてあるまじき発言と言わなければなりません。

県民が被っている精神的被害については、全ての県民が被害者の立場に立つべきですが、その際、県としてはどのような賠償のされ方が適切と考えられるかお聞かせください。

次は除染についてです。除染事業については、6割台まで進んだ住宅除染のフォローアップ除染のガイドラインを早期に示すよう県としても国に求めてきましたが、国が未だにガイドラインを示しておりません。改めて追加的除染の具体的な仕組みを早期に示すよう国に求めるべきですが、県の考えをお聞かせください。

除染事業の異常な多重下請け構造の下で、県労連の労働相談センターには除染労働者や事業者からの相談が相次ぎ、この3年間の相談件数は450件に上ります。今年度当初までに県の復興関連基金から支出された除染事業費は9000億円に上ります。民間同士の取引の問題で済ませず、除染事業の信頼にかかわる問題として対処すべきです。

今年の1月から除染特措法の規則の一部改正により、除染事業契約の条件が厳しくされ、共通の仕様書が示されたわけですが、それでも事態は変わらないというのが現場の実態です。

民民間の問題解決には、公共事業発注者側の適正なイニシア発揮が不可欠だと考えます。県は発注者責任を果たさせるためにどのように国、市町村にかかわるのかお聞かせください。

次は避難者、被災者支援についてです。まず、自主避難者について、県は、間もなく自主避難者へのアンケートを実施する予定で、11月末には避難者を受け入れている都道府県の担当者を集めた生活再建検討会議を開き、協力を求めました。その際に今後の支援の在り方についてどの様な説明がなされたのかお示しください。

自主避難者への住宅家賃の支援は、避難者にとっては命綱であり、継続すべきです。

県の考えを伺います。

避難生活が5年近くとなり仮設住宅の劣化が指摘されています。今後、総点検に基づく修繕にどのように取り組むのか伺います。

また、今年度内までとされている避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域の医療、介護の保険料、利用料の免除が継続できるよう国に求めるべきです。県の考えを伺います。

次は、福祉型県政への転換についてです。

国民各層に深刻な貧困が指摘され、県民生活も困難な状況が広がっています。

分けても原発事故の被害を受け続けている福島県民には、特別の困難が襲っており、これは今後も長期にわたり継続することは避けられない状況にあります。

今年中に復興計画の見直し、人口ビジョン、地方創生の総合戦略策定などの長期計画策定作業が行われますが、本県においては大地震と原発事故による影響が長期に及ぶことに鑑み、苦境に立たされている県民のくらしと生業の再建支援を柱にした計画づくりが求められています。

まず、地方創生推進のための総合戦略の一つである人口ビジョンでは、県は現在の推計人口を193万人とし、手を打たなければ2040年には147万人に減少するとし、総合戦略の実施で162万人を維持したいとして、希望出生率も2.16を実現するとしています。そのために、企業立地促進、理系大学生の県内就職支援などで若者の呼び込みを図る、事業所への保育施設の設置支援や不妊治療の助成などの支援策を検討しているとのこと。

しかし、福島県に関わらず、全国的な人口減少の一番の原因は、安心して働き生活できる賃金の保障が崩れ、若者が結婚子育ての展望を持てなくされてしまっていることではないでしょうか。年収200万円以下の低賃金労働者が1,139万人、非正規雇用労働者が全体の4割を占め、若者では5割に上るなど、雇用環境の悪化は明らかです。

若者が希望を持って働き、結婚・子育てができる環境を作るための法整備は喫緊の課題であり、国に強く求めるべきですが、考えを伺います。

同時に、子育て支援としては、保護者の負担軽減を図るための経済的支援は不可欠の課題と捉えるべきですが、県の考えを伺います。

また、復興計画の見直しに当たっても、福島県の復興の基本が、県民一人一人の県民生活と生業の再建であるとの立場から、きめ細かな支援を行う視点が求められています。県の基本的考え方をお示しください。

来年度予算編成に当たっては、暮らし破壊の安倍政治から県民生活を守り、県民の復興を進めるためにも、県が目標とした「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる長寿の県」づくりに向けた具体化を本格的に進める観点からの施策展開が求められます。

経済大国と言われながら、大量のワーキングプアが存在すること、OECDが今年発表した日本の子どもの貧困率は15.7%と加盟国中11番目に高い水準にあること、介護を苦にした無理心中や殺人事件が相次いで報道され、老人漂流、下流老人などの言葉が

言われるように、高齢者の貧困化と、国民各層で暮らし悪化が進んでいるのです。

こうした国民生活を取り巻く厳しい状況を踏まえ、県民生活を守るために県は、来年度の予算編成にどのように取り組むのか基本方針を伺います。

安倍政権は、昨年4月からの消費税8%への増税が国民生活悪化に拍車をかけているにもかかわらず、2017年4月からの消費税10%へのさらなる増税強行を前提とし、庶民増税には変わらない軽減税率と法人税の実効税率の引き下げが検討されていることは重大です。

被災県民の復興にとっても、大きな影響を与える消費税の増税は中止を求めるべきですが、県の見解を伺います。

次は医療、介護についてです。健康長寿の県をつくるためには、個人の努力に任せるのではなく行政が前面に立って健康づくりを推進する姿勢を示すことが求められます。この間わが党が一貫して求めてきたがん検診の無料化は、県も目標とする受診率50%達成のためにも不可欠の施策と考えますが県の考えを伺います。

受診率向上のためには、検診体制の拡充が必要で、とりわけ看護師の不足解消は喫緊の課題となっています。いわき市の看護研究会が行った看護師へのアンケート調査の結果は衝撃的でした。働き盛りの20代の看護師の35%は仕事を辞めたいと思っていると答えているのです。不足の解消どころか、ますます看護師不足が拡大することが懸念されます。

県は看護職員不足解消のため、この結果を踏まえ確保対策に生かすべきと考えます。考えをお示してください。

保健医療従事者養成施設の設置に向けた検討が進められ、4年制大学を基本とする新学部設置の方向です。県立総合衛生学院をどうするのかと一体の問題ですが、その際、県内唯一の助産師養成機関である助産学科は当然県の責任で存続すべきです。また、養成施設は福島市のまちづくりとの兼ね合いを含めて検討すべきです。

保健医療従事者養成施設の定員、建設場所についてはどのように検討されているのかお聞かせください。

県は、地域の医療需要推計の考え方を示しました。国は地域医療構想で全国のベッド数削減を考えているようですが、介護型の長期療養ベッドをゼロにする方針も、現場の反対があり棚上げされているように、施設から在宅への移行は医療も介護も簡単に進む話ではありません。

しかし、ベッド削減が進められれば、勢い患者の追い出しが行われるのではないかとの懸念も現実のものとなります。

県は各医療圏内の住民の医療を受ける権利保障の立場で構想の策定に当たるべきですが、考えをお聞かせください。

次に、介護についてです。年金だけで入れる特養ホームの増設は、高齢者や介護する家族の切実な要求です。特養ホームに入れない高齢者を受け入れる未届有料老人ホーム

の存在が指摘されていますが、本県の実態をお示してください。

今年4月に全県で11,744人に上る特養ホーム待機者解消が求められていますが、県はどの様に認識しているのかお聞かせください。

また、介護保険の報酬引き下げが、事業運営に困難をもたらし、事業の廃止が本県でも生まれていることを重視し、県は、介護事業者の現状を踏まえ、報酬を元に戻すよう直ちに国に求めるべきですが、考えをお示してください。

次は、低所得者対策についてです。生活困窮者にとって冬の寒さは一層厳しいものです。県内の自治体では福祉灯油を独自に実施している所もあります。福祉灯油を県の制度として実施するよう求めるものですが、県の考えをお示してください。

福島市が生活保護世帯の子どもの奨学金を収入認定したことに対して、県に出された不服審査請求を県は棄却する裁決を出しましたが、厚生労働省は、福島市の奨学金の収入認定手続きは不適切とする判断を行いました。県の判断は不適切だったということですが、県はこの国の裁決をどう捉えて今後の生活保護行政に生かすのかお聞かせください。

貧困の進行の下で、ホームレスが増加しています。ホームレス支援法に基づくシェルターが本県には設置されていないことから、発見とともに住まいを確保するための支援が困難です。県は実態を調査し適切な支援を行うべきです。

県営住宅は保証人なしでも優先入居可能ですが、抽選によらなくても直ちに入居可能となるよう公営住宅法の見直しを求めるべきです。県の考えを伺います。

次は、TPPについてです。10月5日、TPP交渉が大筋合意と伝えられました。重要5品目は関税撤廃に等しい大幅引き下げを受け入れました。国は完全撤廃ではないから国会決議は守ったとしています。違反は明瞭です。譲歩に譲歩を重ねた日本政府に対して、JAをはじめ県内の経済団体からも強い批判が起こっています。

原発事故により県内農産物価格が今もって元に戻らない状況の下で、TPP合意に基づき8割の農産物の関税が撤廃されて大量の食糧が輸入されれば、本県農業が壊滅的打撃を受けることは必至です。

大筋合意は最終文書ではありません。今後協定文の作成と調印、各国の国会承認が必要です。最大国のアメリカでは、ヒラリークリントン次期大統領候補が反対を表明、議会関係者、業界団体やアメリカ最大の労組も脅威の方が大きいと反対の声明を出しており、アメリカ議会で批准されなければTPPは潰れるわけですから、簡単に決まる状況にはないのです。

県は10月27日にTPP協定対策本部を設置し、翌日には、最も影響が大きい農業分野の対策のため農林水産部対策会議を立ち上げ、国の政策大綱を基に振興策を講じることです。

県のTPP対策本部は、影響額についても国の試算を待つのではなく独自の試算で本県への影響を明らかにし、県民運動を起こすべきです。

県は、TPP協定の調印、国会承認を許さず全面撤退を求めるべきですが、県の見解

を伺います。

マイナンバー制度についてです。先月からマイナンバーの通知書とカードの申請用紙が届きました。この制度は、国が個人情報を一手に集めて管理するもので、国民のプライバシーを侵害するという本質的な問題があります。更に官民でこの情報を共有することから、情報漏えいの危険を回避することはできません。このまま実施を強行すれば取り返しのつかない事態を生むことが懸念されます。届かないとか、失くしたらどうしよう、どう扱えばいいのかなど県民の不安も広がっていることから、マイナンバー制度は一旦中止を国に求めるとともに、県としても運用を中止すべきと考えますが、考えを伺います。

また、個人番号カードの申請は義務ではなく自由意思であることなど制度について県民に徹底すべきですが、どのように取り組む考えかお示してください。

最後は、建築事業の偽装問題についてです。

横浜市のマンション建設に係る基礎杭打ち工事を行った旭化成建材で偽装が行われていたことが明らかになり、県内にも同じ業者が工事を行った建築物があることが判明しています。この問題は業界全体の体質的問題との指摘がなされています。

県として県民の不安に応えるため、公共事業に留まらず民間の建設物についても県が指導して安全性の確認を進めるべきと考えますが県の取り組みについてお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

## 答弁

内堀雅雄知事

宮本議員の御質問にお答えいたします。

安全保障法制につきましては、我が国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な問題であり、国においては、国民の理解が深まるようしっかりと取り組むべきであると考えております。

次に、原子力損害賠償についてであります。

原発事故による深刻な被害を受けた福島復興を果たすためには、地域経済の基盤となる商工業を始めとした産業の再生が極めて重要であることから、原子力損害対策協議会の全体会議において、私から、直接、東京電力に対し、商工業等の営業損害について事故による損害がある場合には、当然に賠償を継続すべきことを申し述べたところであり、原子力損害賠償紛争審査会において、能見会長も同様の発言をされております。また、先月には、協議会として、国、東京電力等に対し、事業者の立場に立った取組を徹底するよう改めて強く要求してまいりました。

引き続き、商工団体等と連携しながら、適時適切な協議会の活動等を通し、商工業等

の営業損害の賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

## 二、福島第一原発事故について

### 企画調整部長

県内原発の全基廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、繰り返し求めてきており、本年十月にも、知事から経済産業大臣に対し、改めて直接求めたところがあります。引き続き、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、あらゆる機会を捉えて求めてまいりたいと考えております。

次に、全国の原発再稼働につきましては、東京電力福島第一原発事故の影響により、いまだ十万人を超える県民が避難を続けている本県の厳しい現状を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び事業者の責任において検討されるべきものと考えております。

次に、既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に対する自由度の高い交付金につきましては、当該事業が地元に変大な負担を強いるものである一方、福島県全体の環境回復に大変重要な役割を果たすとの観点から、富岡・楡葉両町が強く求めた具体的な地域振興策に対する国の福島再生加速化交付金等による財源措置とあいまって、広域自治体である県としても、両町が地域振興に自主的かつ主体的に取り組めるよう、極めて自由度の高い交付金について措置する考えを取りまとめたところであります。

次に、県の自由度の高い交付金の財源につきましては、両町が自主的かつ主体的に地域振興策に取り組むことができるよう、一般財源又は、県の厳しい財政状況を考慮し、中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金等の活用を考えております。

## 三、原子力損害賠償について

### 原子力損害対策担当理事

商工業等の営業損害の新たな賠償に関する事業者からの苦情につきましては、東京電力による請求受付開始から昨日までの約二か月間に県の問い合わせ窓口へ二十五件が寄せられております。県といたしましては、寄せられた苦情の内容について、東京電力に申し入れ、事業者に寄り添った丁寧な対応を求めるとともに、相談者に対し、巡回法律相談における弁護士のアドバイス等を行っているところであります。

次に、合意書につきましては、将来の損害を見込んで事前に賠償するという意味であり、相当因果関係が認められる損害が当該賠償額を超えた場合には、当然に賠償が継続されることを東京電力に確認しております。引き続き、東京電力の対応を厳しく注視してまいります。

次に、営業損害の賠償に係る審査会の指針につきましては、個別具体的な事情に応じ

て合理的に終期を判断することが適当とされているとともに、被害者への柔軟かつ誠実な対応が東京電力に求められているところでもあります。県といたしましては、今後も、的確な賠償を国及び東京電力に求めてまいります。

次に、精神的損害につきましては、原子力損害対策協議会の活動等を通し、被害者それぞれの実情を踏まえた賠償を行うよう国及び東京電力に求めてまいりました。引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

#### 四、除染について

##### 生活環境部長

追加的除染につきましては、国は、除染効果が維持されていない箇所が確認された場合は、個々の現場の状況に応じて個別に協議するという考え方を示しております。県といたしましては、除染特別地域において、雨どい下や水の流れ道など、除染効果が維持されていない箇所について、国がモデル的に実施している追加的除染の実施状況を踏まえて、対象箇所や手法など、具体的な仕組みを早期に示すよう、引き続き、強く国に求めてまいります。

次に、除染事業の元請・下請関係の適正化につきましては、国に対し対策と仕組みの構築を求めてきた結果、元請事業者の管理体制・管理責任を強化する放射性物質汚染対処特別措置法施行規則の改正がなされ、県においては、これに基づき、除染作業共通仕様書等の見直しを行い、市町村と連携して元請事業者に対する指導に努めているところでもあります。また、関係業界団体等に対し元請・下請契約の適正化及び法令遵守を要請するとともに、国に対しては、直轄除染の元請事業者に対する指導の徹底を求めるなど、引き続き、関係機関と連携し、元請・下請関係の適正化に努めてまいります。

#### 五、避難者・被災者支援について

##### 保健福祉部長

避難指示区域等における国民健康保険税や介護保険料等の減免につきましては、現在行われている措置が継続できるよう国に要望しているところであり、今後も強く要望してまいりたいと考えております。

##### 土木部長

応急仮設住宅につきましては、一斉点検により不具合が確認された箇所を速やかに修繕することとしており、詳細点検を行った木ぐいの白あり被害や腐食については年度内の早い時期に、それ以外の木製スロープの腐食等については年内に、修繕を完了させることとしております。今後も、入居者が安心して暮らせるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

## 避難地域復興局長

生活再建検討会議につきましては、仮設・借上住宅の供与が、平成二十九年三月で終了する避難者の方々に、自宅等に円滑に移行していただくための取組を、受入都道府県や避難元市町村と共に検討・協議するため、十月に立ち上げ、これまでに三回開催しております。今後も、避難元、避難先における公営住宅等の確保に向けた検討や「住まいに関する意向調査」の実施等に関する協議を行い、避難者の皆さんが生活を再建していくための取組を進めてまいります。

次に、仮設・借上住宅の供与期間につきましては、全県一律で更に一年延長し、平成二十九年三月までといたしました。避難指示区域以外の状況は、除染の進捗、食品の安全性の確保等、生活環境が整いつつあり、応急救助という災害救助法の基本的な考え方からも、国との協議を進める中でこれ以上の延長は困難と判断し、県による新たな支援策へと移行することとしたところであります。

## 六、福祉型県政への転換について

### 総務部長

平成二十八年度当初予算につきましては、県民が安全に安心して暮らすことができる県づくりを推進する考えの下、避難地域の復興や被災者の生活再建はもとより、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを始め、全国に誇れる健康長寿県を目指す取組や県民の心と体の健康を守る取組、人口減少を克服し、地域の活性化を図るための取組などに重点的に予算を配分することとしております。今後とも、復興・再生を確かなものにするためにも、これらの県民生活を守るための施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、更なる消費税の増税につきましては、我が国の最重要課題である震災及び原子力災害からの復興・再生への歩みが滞ることのないよう、国において、被災地の復興に与える影響等に十分配慮の上、判断されるものと考えております。

### 企画調整部長

復興計画の見直しにつきましては、本県の復興を図る上で、県民一人一人の生活基盤を再建することが基本であるとの考えの下、生活再建に関しては、生活情報等の提供を始め、生活支援相談員等による相談体制の充実、避難者の恒久的な住宅への移行支援などを推進するとともに、生業の再建に関しては、被災者の雇用支援や小規模事業者等に寄り添った相談体制の強化など、被災者の状況に応じたきめ細かな取組を推進することとしております。引き続き、県民一人一人の生活基盤の再建を基本に、復興を進めてまいりたいと考えております。

## 保健福祉部長

がん検診費用の無料化につきましては、実施主体である市町村の判断によるものと考えております。県といたしましては、がん検診啓発フェアの開催や、県民の受診を促すボランティアの育成、市町村が行う個別受診勧奨への技術的支援に取り組むなど、積極的に受診率の向上に努めてまいりる考えであります。

次に、看護職員の確保につきましては、安全で質の高い医療を提供するために、極めて重要な課題であると認識しております。そのため、特に、浜通りの医療機関に対する住居の確保や修学支援などの補助を行っているほか、昨年度からは、看護学生への修学資金の増額等により、県内就業を促進するとともに、今年十月からは、看護職員の離職届出制度を活用したきめ細かな復職支援や潜在化の予防に努めているところであります。今後とも、看護職員の確保にしっかり取り組んでまいりる考えであります。

次に、保健医療従事者養成施設につきましては、チーム医療の一翼を担うことができる専門職を県内で養成すべきとの有識者会議からの提言を受け、現在、基本構想を策定しているところであります。施設の定員や建設地につきましても、この構想の中で、県内の需給状況や多職種が連携できる教育環境、学生や教員の利便性等の観点を踏まえながら、検討してまいります。

次に、地域医療構想につきましては、将来の医療需要を見据え、二〇二五年の医療の必要量を推計するとともに、地域の特性や実情を踏まえ、在宅医療を始め、地域で必要な医療の確保に係る対策を検討していくことが重要であることから、先月から順次、県内六構想区域ごとに医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議を設置し、議論を開始したところであります。今後は、調整会議での意見等を十分踏まえて、構想策定に取り組み、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ってまいります。

次に、県内における未届けの有料老人ホームにつきましては、県で把握している施設は本年六月末現在、七施設であり、定員は百四十三人となっております。

次に、特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消につきましては、施設入所の必要性が高い高齢者が入所可能となるよう、介護保険事業支援計画に基づき、計画的な施設整備を支援しているところであります。

次に、介護報酬につきましては、改定に当たり、一律に削減しないよう国に対し求めてきたところであります。今回の改定では、報酬本体は引き下げられているものの、入所者の要介護度に応じた加算などが充実されており、改定の効果については、今後、国が経営実態等の調査により検証することから、県といたしましては、調査結果を注視し、必要に応じて見直しを求めるなど適切に対応してまいります。

次に、福祉灯油につきましても、引き続き灯油価格の推移を見守るとともに、国や市町村の動向について情報収集に努めてまいります。

次に、福島市の生活保護に関する国の再審査請求の裁決につきましては、原処分に関する事務処理の経緯を重視したものでありますが、県としてもこれを尊重し、今後とも

生活保護行政の適正な運営に努めてまいる考えであります。

次に、ホームレスの県営住宅への入居につきましては、公営住宅法の規定により、災害等特別の事情がある場合は公募によらない入居が認められておりますが、これ以外は、入居の機会の公平を確保するため公募を原則としていることから、県といたしましては、今後も法令の定めるところにより適正に運用してまいりたいと考えております。

#### 商工労働部長

結婚・子育てができる環境を整える労働法の整備につきましては、女性が働きやすい労働環境の整備を進める女性活躍推進法が本年八月に成立したほか、若者の労働環境の改善を図る若者雇用促進法の改正や、子育てしやすい職場環境づくりを進める次世代育成支援対策推進法の延長など、現在、国において労働環境を整える法整備が進められているところであります。

県といたしましては、国の動向や改正の内容等を注視しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

#### こども未来局長

保護者の負担軽減を図るための経済的支援につきましては、本県の子育て支援施策全般の基本指針となる「ふくしま新生子ども夢プラン」の行動計画に位置付けたところであり、子どもの医療費助成や多子世帯の保育料の軽減等、子育て世帯への支援に引き続き取り組んでまいります。

### 七、TPP大筋合意について

#### 企画調整部長

TPPにつきましては、本県の経済や県民生活の幅広い範囲に影響が及ぶことが懸念されることから、十月末に知事を本部長とする「TPP協定対策本部」を立ち上げるとともに、先月には、国へ緊急要望を行ったところであります。

引き続き、国に対して、協定合意による具体的な影響・効果に関する十分かつ丁寧な説明を求めるとともに、TPP対策のための予算措置や、平成二十八年秋を目途に政府において策定する予定の具体的な政策等において、万全の対策を講じるよう、強く求めてまいる考えであります。

### 八、マイナンバー制度について

#### 企画調整部長

マイナンバー制度につきましては、国民の利便性向上や行政の効率化などに資する重要な社会基盤となる制度であることから、国・県を始め関係機関では、情報の分散管理や特定個人情報の保護、情報セキュリティ対策等に万全を期し、

来月からの一部利用開始に向けて準備を進めているところであります。

県といたしましては、さらに平成二十九年七月から始まる市町村等との情報連携に向けて情報漏えい防止策の徹底など、適切な制度運用に向け準備を続けてまいります。

次に、制度の周知につきましては、国において、本年十一月にマイナンバー総合フリーダイヤルを開設したほか、テレビや新聞広告等による集中的な広報を展開するなど、制度理解に向けた取組を実施しております。県においても、これまでホームページや広報誌のほか、事業者向け説明会等において、ICチップが搭載された個人番号カードの申請は任意であることなどマイナンバー制度について周知、説明をしてまいりました。引き続き、国や市町村と連携して、県民に分かりやすい丁寧な対応に力を入れてまいりたいと考えております。

## 九、建築事業の偽装問題について

### 土木部長

民間建築物におけるくいの安全性確認につきましては、国が施工者の自主点検結果の報告を求めているところであり、現時点では、横浜市の事案以外には傾斜等の不具合は認められておりません。また、国の有識者による対策委員会では、これらの点検結果の分析を行い、くいの安全性の確認や再発防止策の検討を進めており、県といたしましては、国の検討結果を踏まえ、適切に対応してまいる考えであります。

## 再質問

### 宮本県議

再質問致します。最初に知事に再質問したいと思います。

先ほど答弁頂きましたけれど、今起きている事態というのは、6月に国・東電が損対協の全体会のなか説明したことと状況が違っているという認識が必要だと思うんです。今までの賠償のやり方変えたわけですよ。これまでは実績に基づいて、過去の逸失利益について賠償すると。しかし、これからは将来分についてやるということなわけです。これは打ち切りになるんじゃないかという不安はあったんだけど、それでも年間逸失利益の2倍相当分が支払われるということになれば、これでなんとか事業再建の資金になるかもしれないという期待があったんですよ。だから事業者のみなさんは受け入れざるをえない、これを受け入れて何とか再建しようかという気持ちになったんだと思うんです。

その時に、東電は新たな事業の賠償の請求に必要な書類の提出を認めない。新たな証明するものは求めないんだと、というふうに言ってきたんだけど、実際に起きていることは違う状況が今生まれている。2倍はあまり文句なしに払われるとみんな思っていたんですよ。ところが実態はそうじゃない。「もうあなたは相当因果関係がないから終

わりです」とまず打ち切りを通告されてしまうんです。本人が頑張らないと、継続がなかなか認められない。半分でどうですか、3分の1でどうですかとか、こういうことが次々と言われていることが報告されている。これは、あの時説明したことと全然ちがうじゃないかということで今怒りの声があがっているわけなんです。

損対協の全体会で説明されたことと違うことが起きているわけですから、これは重大な事態なんだという風に考えるべきです。そして損対協の全体の会長である知事は、あらためて全体会開いて、国・東電にやっていることが説明とちがうじゃないかということは、きちんと全体会の中で状況把握しながら求めるべきだと思うんです。そういう立場に立たないと、これはもう守れない。事業者の営業損害賠償は継続が難しくなってしまう、こういう状況があるのではないかと思うんです。

知事も仰いましたけど、41回の原賠審の会議で能見会長も、将来分という文言があればこれは「やっぱりこれで終わりじゃないか」というような理解をされる可能性があるというということまで言っています。ですから改めてもう終わりじゃないんだということをしっかり確認させるためにも全大会を開いて、そして説明を求めるべきだと思うんです。この点についてあらためて知事の見解を伺いたいと思います。

それから原子力損害担当理事にお伺いを致します。県の方に寄せられた相談件数は25件だということでした。このなかで、私どもが伺っているような、もうあなたは終わりですと言われたとか、半分でどうですか、3分の1でどうですかという、打ち切りや値切りというようなものは、この25件の中で何件くらいあるのか、お示しを頂きたいと思います。

避難地域復興局長に伺いたいと思いますが、自主避難者への支援の問題です。自主避難者の皆さんも今の住宅の家賃の補償というのは私たちにとって命綱だと。たとえ1万でも2万でもやっぱり負担があればそれは大変なんだというふうにおっしゃっている。みんな好んで避難しているわけじゃないんです。避難せざるを得ないような状況に追い込まれた、その原因は原発事故にあるわけですから、これはみんな被害者なんだという立場にたった県の取り組みが求められていると思うんです。ところが、県が真っ先に打ち切りの方針を出して、それを国の「子ども被災者支援法」の基本方針で閣議決定で確認するという、こういう手続きが取られた訳です。本当に異常な事態だと思います。県はやっぱり避難者の立場に立つべきではないかと思いますが改めて見解を伺いたいと思います。

## 再答弁

### 内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答え致します。

福島復興のためには商工業をはじめとした産業の再生が極めて重要であると考え

ております。引き続き被害があれば賠償されるべきという基本的な考えのもと、適時適切な協議会の活動等含め事業の再建に繋がる賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

#### 原子力損害対策担当理事

苦情の中身でありますけれども、多くがですね、東電の対応が非常に丁寧さを欠いているというものが多かったわけでありまして、ハッキリと 50%という話になっているのは4件でございます。

#### 避難地域復興局長

仮設借り上げ住宅の供与機関につきましては、宮城県・岩手県が来年の3月でおおむね終了する中で、国との厳しい交渉の中で29年の3月まで延長としたところでありまして。先ほど申し上げましたように国との協議の中でこれ以上の延長は極めて困難だというような状況でございましたので、県による新たな支援策に移行することとしたところでありまして。

### 再々質問

#### 宮本県議

再々質問致します。

今の知事の答弁ですけれども、適宜全体会を開いて対応していくというような話でしたが、事態は現在進行形なわけです。被害者が請求したのに対してあなたはもう相当因果関係がありませんと、東電のほうが出てそれでもう諦めろと言うような事を次々と被害者に対して東電が行っているという、こういう状況が起きている。県のほうにもそういう件数は4件あったということですが、これは非常に重いですよ。大体みんなしょうがないなと思って諦めるざるを得ないと思っている人もいるかもしれない。合意をするしかないかなと思う人だって実は賠償切られたらもう営業は続けられないんだって言っているんです。そういう事態をどれだけ県が深刻に受け止めて、この事態は直ちにまず中止をさせる、東電にはそういう対応はさせない。こういう取り組みが、今緊急に県として求めているのではないかと思うんです。そういう問題意識、現状認識が必要なんじゃないかと私は考えますので、あらためて知事の認識を伺いたいと思います。

それから企画調整部長に伺いますが、原発の再稼働の問題です。福島県の県内の原発について、一致して求めてきたのはよく承知をしています。問題は全国の原発の再稼働に、どう検討して対応していくのかという問題です。全国の原発の再稼働のニュースが流れるたびに福島県民は深く心傷けられているんですよ。結局、私たちの苦しみも痛みも不安も国は分かってないんだな、私たちはもう見捨てられていくんだらうか、そうい

う不安、怒り、こういう気持ちになるんです。そういうことによって福島県民がどんなに深く傷ついていくのかということ、私は県はもっと知るべきだと思います。

県が他県のことについてはそれぞれ事業者が判断すべきことだということで、モノ言わないということは、県民にとってみれば、「福島県当局も私たちの苦しみは分かっているのだから」ということになってしまう。

今、全国でも世論調査やれば過半数が再稼働反対、これは揺るがないんですよ。どんな世論調査でも過半数は原発再稼働はやるべきでないという答えが返ってくる。これは全国の国民の思い、認識でもあるんです。

その時に、この全国のみなさんにも様々な支援も要請しながら福島の復興進めようと言っている県が、全国の原発の再稼働についてモノを言わない。こういう姿勢でこの全国の再稼働させないで本当に福島の苦しみはもう繰り返させないで真の復興進めましょう、という立場に立ってもらえますか。福島県がそれを言わないで誰が言うんですか。

そして全国の国民のみなさんもそのことを求めている、期待をしている、そういう役割が被災県だからこそ福島県にはあるんだ、ということ深く認識すべきだと思うんです。それは県民に寄り添う、そして全国の福島を応援したいと思っていられるという全国のみなさんの気持ちにも寄り添うことになるんだと。

そして、何よりも安全な日本をつくっていく、エネルギーの抜本的な転換を求めていく、こういう政策にも繋がっていくんだ、ということ改めて指摘をしたいと思うんです。そういう立場で県は被災県として、全国の原発の再稼働は認められないということ明確に表明すべきだと思うんです。あらためて部長の答弁を伺いたいと思います。

それから、消費税の10%の増税について総務部長から答弁がありましたけれど、これは本当にまやかしですよ。軽減税率といっても、結果的には低所得者ほど負担が重くなるというこの関係は変わらない、むしろ軽減税率によってその関係は深まるんですね。本県復興の大きな障害になります。そういう認識に立つべきだというふうに私は求めています。あらためて答弁を求めます。

## 再々答弁

### 内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。

原子力発電所事故による損害については、これまで協議会等々、あらゆる機会において国及び東京電力に被害実態に見合った賠償を求めてきたところであり、引き続き商工団体等と連携しながら適時、適切な協議会の活動等を通し、商工業等の営業損害の賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

### 総務部長

本県の復興はいまだ途上であり、依然として厳しい状況に置かれていることから更なる消費税の増税につきましては国において本県の復興に与える影響に十分配慮の上、判断されるものと考えております。

#### 企画調整部長

国の原発再稼働についてでございますが東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全、安心の確保を最優先に検討されるべきものと考えております。県と致しましては、引き続き県内原発の全機廃炉を国および東京電力に対して求めていくとともに再生可能エネルギーの飛躍的推進などにより、本県の原子力に依存しない社会の実現とその情報発信に全力を傾けてまいりたいと考えております。